

# 理事の職務権限規程

施行 平成26年4月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本青年館（以下、「この法人」という）の定款第24条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び執行理事たる常務理事をいう。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第5条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括すると共に、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事会に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

## 第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附則

この規程は、一般財団法人設立登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

(別表)

理事の職務権限			
決議事項	決裁権者		
	理事長	常務理事	
事業計画及び予算の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
人事及び給与制度の立案に関する事	○		
重要な使用人以外の者の採用に関する事	○		
借入金に関する事	○		
国外出張に関する事		○	
国内出張に関する事		○	
契約の締結に関する事	1件500万円以上	○	
	1件500万円未満		○
支出に関する事	1件1,000万円以上	○	
	1件100万円以上		○
日常の経理に関する事			○
事業の実施に関する事			○
基金に関する事	○		
維持会費に関する事	○		
職員の教育・研修に関する事			○
渉外に関する事			○
福利厚生に関する事			○
規程の作成及び公布に関する事	○		
事務局内部規定の立案に関する事			○
外部に対する文書発送	重要な文書	○	
	一般事務連絡文書		○